

平成 2 2 年八王子市公告第 1 6 1 号の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

令和 6 年 4 月 1 日

八王子市長 初 宿 和 夫

改正後	改正前
第 2 競争入札参加資格の申請 1 申請 組合の登録申請の条件は、公告第 160 号第 2 の 2 と同一とする。 ただし、競争入札に参加しようとする業種について、定款に共同受注についての定めがない組合は、申請を行うことができない。 申請は、下記の経審方式又は審査対象事業者方式のいずれかの審査方式を選択して行う。 (1) 省略 (2) 審査対象事業者方式 所属する組合員から申請業種ごとに審査対象事業者(下記の条件に該当する者)を複数(2 の表に定める数)選任し、客観点数及び主観点数について、下記の第 5 に定める算定方法により審査対象事業者の合算値又は平均値等を用いて客観点数及び主観点数を算定する方式。 なお、この方式により登録申請を行う組合は、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていなければならない。 ア 申請する業種について<u>電子調達サービス</u>に登録申請を行い承認された者であること。 イ 申請する組合に理事として所属していること。 ウ 中小企業基本法で定める中小企業であること。(経審を必要とする業種、「船舶」及び「ろ過層処理」については同法第 2 条第 1 項第 1 号、「設計」、「測量」及び「地質調査」については同法第 2 条第 1 項第 3 号の規定による。) エ 本店が東京都内に存在すること。	第 2 競争入札参加資格の申請 1 申請 組合の登録申請の条件は、公告第 160 号第 2 の 2 と同一とする。 ただし、競争入札に参加しようとする業種について、定款に共同受注についての定めがない組合は、申請を行うことができない。 申請は、下記の経審方式又は審査対象事業者方式のいずれかの審査方式を選択して行う。 (1) 省略 (2) 審査対象事業者方式 所属する組合員から申請業種ごとに審査対象事業者(下記の条件に該当する者)を複数(2 の表に定める数)選任し、客観点数及び主観点数について、下記の第 5 に定める算定方法により審査対象事業者の合算値又は平均値等を用いて客観点数及び主観点数を算定する方式。 なお、この方式により登録申請を行う組合は、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていなければならない。 ア 申請する業種について<u>共同運営電子調達サービス</u>に登録申請を行い承認された者であること。 イ 申請する組合に理事として所属していること。 ウ 中小企業基本法で定める中小企業であること。(経審を必要とする業種、「船舶」及び「ろ過層処理」については同法第 2 条第 1 項第 1 号、「設計」、「測量」及び「地質調査」については同法第 2 条第 1 項第 3 号の規定による。)

これらの審査方式については、業種により別とすることはできないので、組合としてひとつの審査方式を選択して申請を行うこと。 経審必要業種に申請する場合、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に規定する適用事業、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に規定する適用事業所は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることが前提となる。 2 省略 第 3 申請方法 公告第 160 号第 3 と同一とする。ただし、審査対象事業者方式により申請する組合については、審査対象事業者全てが<u>電子調達サービス</u>に登録申請を行い承認された後でなければ、申請を行うことができない。	I 本店が東京都内に存在すること。 これらの審査方式については、業種により別とすることはできないので、組合としてひとつの審査方式を選択して申請を行うこと。 経審必要業種に申請する場合、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に規定する適用事業、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に規定する適用事業所は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることが前提となる。 2 省略 第 3 申請方法 公告第 160 号第 3 と同一とする。ただし、審査対象事業者方式により申請する組合については、審査対象事業者全てが<u>共同運営電子調達サービス</u>に登録申請を行い承認された後でなければ、申請を行うことができない。
--	---